

警察官の礼装の実施について（例規）（昭和56年11月17日例規第27号）

[沿革] 平成2年12月例規第54号、7年4月第28号、13年12月第55号、17年9月第22号改正

従来、警察官の礼装については、特別の定めをしていなかったが、この度下記のとおり定め、昭和56年12月1日から実施することとしたから適正に運用されたい。

記

1 礼服の服制及び礼装

- (1) 警察官の礼服の服制は、警察官の礼装の実施について（昭和47年8月22日付け警察庁乙官発第15号、乙務発第10号。警察庁次長依命通達）別添の規定を準用する。
- (2) 警察官の礼装は、礼服を着用するものとする。ただし、制服に礼肩章及び飾緒を着装し、又は制服に白色手袋を着用して礼装に代えることができる。
- (3) 前記(2)の場合（夏服を着用する場合を除く。）において、その礼装が弔意を表わすものであるときは、ネクタイを黒色、紺ねず色又はあいねず色のものとし、飾緒は着装しないものとする。
- (4) 礼装をする場合（前記(2)ただし書に定めるところにより、制服に礼肩章及び飾緒を着装し、又は制服に白色手袋を着用して礼装に代える場合を含む。以下同じ。）は、礼装基準（別表）のとおりとする。

2 礼服の着用期間等

- (1) 礼服の着用期間については、次のとおりとする。ただし、警察本部長（以下「本部長」という。）は、気象状況その他の事情により必要があるときは、これを変更することができる。

ア 冬礼服 10月1日から翌年5月31日まで

イ 夏礼服 6月1日から9月30日まで

- (2) 制服に礼肩章及び飾緒を着装し、又は制服に白色手袋を着用して礼装に代える場合の制服の着用期間については、奈良県警察官の服制に関する訓令（平成2年12月奈良県警察本部訓令第17号）第4条の規定を準用する。ただし、夏服の着用期間において、行事等を主管する所属長が必要と認め、本部長が指示した場合は、同条の規定にかかわらず、合服を着用することができる。

3 礼服の場合の警察勲功章等の着装

礼服の場合における、警察勲功章等の着装については、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第9条第2項及び第3項の規定を準用する。

4 礼装をする場合のけん銃の携帯等

- (1) 礼装をする場合には、けん銃及び帯革は着装しないものとする。ただし、制服に

白色手袋を着用して礼装に代える場合においては、帯革（けん銃入れ、手錠入れ及び警棒つりを除く。）を着装するものとする。

(2) 本部長は、前記(1)に定めるところにかかわらず、礼服を着用した場合にけん銃を携帯させようとするときは、携帯方法等について具体的に指示するものとする。

5 服装の斉一

所属長は、自己又は所属警察官に礼装の必要が生じたときは、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議し、服装の斉一を図るように配慮しなければならない。

6 礼服の調整、管理、貸出し等

(1) 礼服は、奈良県警察官の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年6月奈良県条例第25号）第4条に規定する特殊の被服として調製し、警務課長が管理する。ただし、個人が本部長の承認を得て私費で調製した場合は、この限りでない。

(2) 礼服の管理及び貸出しに関する事務は、警務部警務課において行う。

(3) 所属長は、自ら礼服を借用しようとするとき又は所属警察官から借用したい旨の申出があったときは、礼服借用申請書（別記様式）により、警務課長に申請するものとする。

(4) 警務課長は、礼服を貸し出したときは、その状況を明らかにしておかなければならない。

(5) 礼服を借用した者は、使用后必要な手入れを行い、速やかに返納しなければならない。

（別表等省略）